

— 保健室の手引 —

保健室は、健康の保持増進をサポートする学校保健センターである。健康診断、健康相談、保健指導、救急処置、その他の保健に関する措置（様々な健康課題に対応）を行う。

1 保健室の利用について

- (1) 保健室は学校生活において発生した傷病の手当てや健康相談、保健学習をする場であり、学校以外でのケガの手当てや、継続治療を行う場ではない。
- (2) 緊急の場合を除き、休憩時間または放課後の授業に影響のない時間に利用する。授業に影響のある場合は、次の授業担当の先生に連絡してから利用する。
- (3) 授業中や部活動中に傷病が発生した場合は、担当の先生に連絡し、直ちに保健委員または部の代表者が付き添って来室する。来室が難しい場合は養護教諭を呼ぶ。
- (4) 内服薬は使用しない。衛生材料（ガーゼや絆創膏等）が必要な場合は本人が申し出る。
- (5) 保健室を利用した時は記録票に記入する。
- (6) 保健室での休養は、原則として1時間以内とする。
- (7) 早退した場合、帰宅後必ず学校へ帰宅の報告（担任へ伝言依頼）をする。

2 日本スポーツ振興センターについて

- (1) 日本スポーツ振興センターに加入することにより、在学中の学校管理下（登下校中、教育課程に基づく活動中、休日を含めた部活動中等）における負傷等に対して、その治療費等が支給される。
- (2) 学校管理下において負傷し、医療機関を受診した場合は担当教諭に報告し、速やかに給付申請の手続きをすること。
- (3) 災害共済給付を受ける権利は、その事由について受診した日から2年間行わないときは時効により消滅する。
- (4) 詳細は日本スポーツ振興センターHP災害共済給付 Web ページを参照。

3 感染症による出席停止について

学校感染症に罹患して学校を欠席した場合は出席停止となる。医療機関を受診した結果を学校指定の用紙（「学校感染症による欠席届」）で報告する。用紙は学校職員に申し出るか、本校HPよりダウンロードする。学校感染症については下記参照。

＜ 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準 ＞

| 分類 | 感染症の種類 | 出席停止期間の基準 |
|--------------|--|--|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く） | 発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（水ぼうそう） | 全ての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで |
| | 咽頭結膜熱 | 発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にある）後1日を経過するまで | |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで |
| | その他の感染症：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 等 | 条件により出席停止となる感染症 |